

2024年7月17日

厚生労働大臣
武見 敬三 様

全日本年金者組合
中央執行委員長 杉澤 隆宜

物価上昇を上回る年金額引き上げと公的年金の制度改善を求める要求書

政府は、急激な物価高騰が進行しているにもかかわらず、老齢年金受給者をはじめ障害・遺族年金受給者に「年金改定ルール」をそのまま適用し、本年4月分から2年連続してマクロ経済スライドを適用し、実質年金額を物価上昇率から0.5%も削減しました。

第2次安倍政権以降の12年間で、年金額は実質7.8%も引き下げられました。一方社会保障費の相次ぐ引き上げなどにより、月額10万円に満たない低年金受給者は、2288万1107人に及んでいます。特に女性の低年金者は、度重なる年金削減のために一層厳しい実態です。低年金、無年金の高齢者は、就労せざるを得ず、2022年の高齢者の就業者数は912万人（就業率は25.2%）と過去最多となっています。

全日本年金者組合は、憲法25条に基づき、年金受給者、高齢者の誰もが人間としての尊厳が尊重され、健康で文化的な生活を送れるよう、厚生労働省の2025年度概算要求にあたっては下記の事項を実現されるよう強く要請します。

記

1. 物価上昇を反映できない現行改定ルールは見直し、2025年度の年金額改定は物価上昇率を上回る増額改定とすること。
2. 2024年度の年金額改定にあたり実施した、マクロ経済スライドによる減額を取り消し、老齢・障害・遺族年金を4月分から差額分を追加支給すること。
3. 際限のない年金引き下げの仕組みである「マクロ経済スライド」は、廃止すること。
4. 基礎年金の国の負担分、当面約3.3万円をすべての高齢者に保障すること。
5. 高齢者の低年金を底上げし、無年金者をなくし、女性の低年金を改善するため「最低保障年金制度」を一刻も早く創設すること。
6. 65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。
7. 年金の隔月支給は、早期に国際基準の毎月支給にすること。
8. 年金積立金の株式運用を止め、年金保険料の軽減や、年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用すること。
9. 国民年金に、育児期間中3歳までの保険料を免除し、納付月とする制度を設けること。

以上